

感染症法に基づく医療措置協定の締結等について

福島県保健福祉部 感染症対策課

医療措置協定について

予防計画における新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制の実効性を担保するため、医療機関と医療措置協定を締結する。

改正感染症法（令和4年12月改正）

・改正の趣旨

新型コロナウイルス感染症への対応を踏まえ、**国民の生命及び健康に重大な影響を与えるおそれがある感染症の発生及びまん延に備える**ため、国又は都道府県及び関係機関の連携協力による病床、外来医療及び医療人材並びに感染症対策物資の確保の強化、保健所や検査等の体制の強化、情報基盤の整備、機動的なワクチン接種の実施、水際対策の実効性の確保等の措置を講ずるとされた。

改正の概要（医療措置協定関係）

- ・ 県が定める予防計画等に沿って、**県と医療機関等の間で、病床、発熱外来、自宅療養者等（高齢者施設等の入所者を含む）への医療の確保、後方支援、医療人材派遣に関する協定を締結する仕組みが法定化。**
- ・ 医療措置協定締結の協議を求められた医療機関の管理者は、協議に応じる義務が課されるが、協定締結は任意となる。
- ・ 公立・公的医療機関等、特定機能病院、地域医療支援病院には感染症発生・まん延時に担うべき医療提供を義務付けされた。
- ・ 保険医療機関等は感染症医療の実施に協力するものとされ、また、県は医療関係団体に協力要請できることとされた。

医療措置協定について

医療提供体制確保のための基本的な考え方

新型コロナウイルス感染症への対応

- 医療機関は役割に応じ以下の体制を確保
 - ・ 病床確保
 - ・ 外来対応（診療・検査医療機関）
 - ・ 自宅療養者等への医療提供
 - ・ 後方支援
 - ・ 医療人材派遣
- ※ 県は病床確保料や設備整備などを支援



令和6年4月に通常の対応へ完全移行



新型コロナウイルス感染症の対応時の経験や整備した設備等を活かし、次の感染症危機への対応へ移行

次の感染症危機への対応

- 新興感染症の発生・まん延時に備え、以下の体制を確保を目指す

提供する医療

- ・ 病床確保
- ・ 外来対応
- ・ 自宅療養者等への医療提供
- ・ 後方支援
- ・ 医療人材派遣

規模

新型コロナウイルス感染症対応時の規模（流行初期・流行初期以降）

体制確保

平時から体制を確保するため、医療機関と協定を締結

医療措置協定について

対象となる感染症

- **新型インフルエンザ等感染症、指定感染症又は新感染症**が対象となる。
- なお、実際に発生及びまん延した感染症が、**事前の想定**（新型コロナウイルス感染症）とは大きく異なる事態となった場合は、**その感染症の特性に合わせて協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた機動的な対応を行う**こととしている。

対象となる期間

- 措置の対象となる期間は**新型インフルエンザ等感染症等に係る発生の公表が行われたときから新型インフルエンザ等感染症等と認められなくなった旨の公表が行われるまでの間（新型インフルエンザ等発生等公表期間）**となる。
- 医療機関は**県の実請に基づき措置を実施**する。
（県は状況に応じて対応の必要性を判断の上、医療機関に対して実請）

基本的な考え方

- これまでの対応の教訓を生かすことができる**新型コロナウイルス感染症の対応を想定**して、まずは当該対応での最大規模の体制を目指す。
- 協定の締結に当たっては、新興感染症発生・まん延時には、その感染症の特性に合わせて、県と医療機関が協議し協定の内容を見直すなど、実際の状況に応じた柔軟な対応を行うことも前提に、県と医療機関とが合意した内容について締結する。
- 新興感染症発生・まん延時の対応を円滑に行うためにも、県と医療機関で締結する協定の内容の齟齬がないよう、**十分な協議を行う**。

対応する感染症

感染症指定医療機関について

	第一種 感染症 指定医療機関	第二種 感染症 指定医療機関	第一種 協定 指定医療機関	第二種 協定 指定医療機関	一般の医療機関
医療体制	県内 1 箇所	県内 6 箇所	新型コロナウイルス感染症対応時の最大規模の体制		
一類感染症	●				
二類感染症	●	●			
三類感染症					●
四類感染症					●
五類感染症					●
新型インフルエンザ等感染症	●	●	●	●	
指定感染症※	※	※	※	※	
新感染症			●	●	

医療措置協定により確保

※指定感染症については、一から三類感染症又は新型インフルエンザ等感染症に準じた措置を行う。

感染症指定医療機関への指定

以下の措置①～③に対応する協定締結医療機関を感染症指定医療機関に指定

協定締結医療機関	①病床確保	②発熱外来	③自宅療養者等に対する医療	④後方支援	⑤医療人材の派遣	⑥個人防護具の備蓄
医療機関	●	●	●	●	●	●
薬局・訪問看護事業所			●			●

第一種**協定**指定医療機関

第二種**協定**指定医療機関

医療措置協定の数値目標について

新興感染症の発生・まん延時における医療提供体制に係る数値目標

流行初期：新型コロナ発生約1年後（2020年12月）の新型コロナの入院病床数・検査医療体制を目安
 流行初期以降：新型コロナ対応で確保した最大の体制（2022年12月時点）を目安

医療提供体制	国内未発生期 (大臣公表前)	流行初期			流行初期以降 (3ヶ月～6ヶ月)
		～1週間	～1ヶ月	～3ヶ月	
入院体制 (病床)	感染症病床 32床	+428床 (460床)			+390床 (850床)
外来体制 (発熱外来)		350機関			+330機関 (680機関)
外出自粛対象者への医療					電話・オンライン診療 300機関 往診 100機関 服薬指導 350機関 訪問看護 40機関
後方支援					45機関
医療人材派遣					200人

医療提供体制 **平時**

個人防護具の備蓄 2か月分以上備蓄する協定締結医療機関が**8割以上**

事前調査の結果について

県内の医療機関等を対象に、有事の際にどのような医療提供が可能かについて令和5年7月24日～8月9日の期間で事前調査を実施した。事前調査結果は令和5年12月13日現在の数値

	流行初期 (大臣公表後～公表後3ヶ月の期間)	流行初期以降 (大臣公表後3ヶ月～6ヶ月の期間)
入院体制 (病床確保)	本県の目標 <u>460床</u> 事前調査 <u>330床</u>	本県の目標 <u>850床</u> 事前調査 <u>511床</u>
外来体制 (発熱外来)	本県の目標 <u>350機関</u> 事前調査 <u>479機関</u>	本県の目標 <u>680機関</u> 事前調査 <u>527機関</u>
外出自粛対象者への医療	流行初期以降 (大臣公表後3ヶ月～3ヶ月の期間) 本県の目標 電話・オンライン診療 <u>300機関</u> 、 服薬指導 <u>350機関</u> 事前調査 電話・オンライン診療 <u>306機関</u> 、 服薬指導 <u>415機関</u>	往診 <u>100機関</u> 訪問看護 <u>40機関</u> 往診 <u>103機関</u> 訪問看護 <u>77機関</u>
後方支援	流行初期以降 (大臣公表後3ヶ月～3ヶ月の期間) ①協定指定医療機関より感染症患者以外の転院受入、又は ②感染症から回復後も入院が必要な患者の転院受入 本県の目標 <u>45機関</u> 事前調査 <u>63機関</u>	
医療人材派遣	本県の目標 感染症担当医療従事者 <u>200人以上</u> 事前調査 感染症担当医療従事者 <u>49人</u>	
個人防護具の備蓄	協定締結医療機関 (病院、診療所及び訪問看護事業所) が個人防護具を2か月分以上確保する割合 本県の目標 <u>8割以上</u> 事前調査 <u>約5割</u>	

医療措置協定について（自宅療養者等への医療提供）

医療措置の内容 ①自宅療養者等への医療提供

自宅療養者等について

- 自宅・宿泊療養者・高齢者施設での療養者等の医療の提供を行う協定締結医療機関(病院、診療所、薬局、訪問看護事業所)は、病院、診療所は、地域医師会等の関係者と連携・協力した体制整備を行い、必要に応じ、薬局や訪問看護事業所と連携し、また、各機関間や事業所間でも連携しながら、往診やオンライン診療等、訪問看護や医薬品対応等を行うこと
- 機関間や事業所間の連携に当たっては、必要に応じ、通常医療の確保のため、後方支援や人材派遣の協定を活用した体制の確保を図ること
- また、自宅療養者等が症状悪化した場合に入院医療機関等へ適切につなぐこと
- 院内感染対策(ゾーニング、換気、個人防護具の着脱等を含む研修・訓練等)を適切に実施すること
- 患者に身近な診療所等が自宅療養者への医療を行う際は、患者の容体の変化等の場合に迅速に医療につなげるため、できる限り健康観察の協力を行うこと
- 薬局の場合は、「服薬指導」、「薬剤等の配送」のいずれも対応すること(健康観察のみの協定は不可)

対応時期について

- 「流行初期以降（新型インフルエンザ等感染症等に係る発生等の公表が行われてから6か月以内）」

医療措置協定について（自宅療養者等）

高齢者施設等への対応

- 高齢者施設や障がい者施設等への対応について検討する。
- 自宅療養者や宿泊療養者へ提供できる医療の内容について検討する。

健康観察の対応

- 医療機関において、自宅療養者への医療の提供とあわせて健康観察を実施する場合も協定を締結する。
- 健康観察の対応のみで協定を締結することはできない。（第二種協定医療機関の要件を満たさない）

医療措置協定について（自宅療養者等）

第二種協定指定医療機関（外出自粛対象者への医療提供）の指定要件

医療機関（病院・診療所）

- 当該医療機関に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して電話・オンライン診療の医療を提供する体制が整っていると認められること。

薬 局

- 当該薬局に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して医薬品等対応（調剤・医薬品等交付・服薬指導等）を行う体制が整っていると認められること。

訪問看護事業所

- 当該指定訪問看護事業者に所属する者に対して、最新の知見に基づき適切な感染防止等の措置を実施することが可能であること。
- 新型インフルエンザ等感染症等発生等公表期間において、都道府県知事からの要請を受けて、外出自粛対象者に対して訪問看護を行う体制が整っていると認められること。

医療措置協定について（個人防護具の備蓄）

医療措置の内容 ②個人防護具の備蓄

個人防護具の備蓄について

- 協定における個人防護具の備蓄は任意事項とする。
- 協定締結医療機関（病院、診療所、訪問看護事業所）が個人防護具の備蓄の実施について協定で定める場合、備蓄量は**医療機関の使用量2ヶ月分以上とすることを推奨**する。
- 備蓄量は感染症発生・まん延時における使用量2ヶ月分以上で設定することとし、感染症診療部門以外を含めた施設全体の使用量で設定すること
- 個人防護具備蓄の対象物資（品目）は、病院、診療所及び訪問看護事業所については、サージカルマスク、N95マスク、アイソレーションガウン、フェイスシールド及び非滅菌手袋の5物資とする
 - ・ N95 マスクについては、DS2 マスクでの代替も可能とする。
 - ・ アイソレーションガウンには、プラスチックガウンも含まれる。
 - ・ フェイスシールドについては、再利用可能なゴーグルの使用での代替も可能とする。この場合において、ゴーグルは再利用が可能であり、有事におけるその医療機関での1日当たり使用量を備蓄することを推奨する。必要人数分の必要量を確保していれば、フェイスシールドの備蓄をすることを要しないものとし、かつ、フェイスシールドの使用量2ヵ月分を確保しているのと同等として取り扱う。
 - ・ 薬局については、対象物資は任意とする。

備蓄の運営方法について

- 個人防護具の備蓄は、物資を購入して保管し、使用期限が来たら廃棄するのではなく、平素から備蓄物資を有効に活用していただく観点から、備蓄物資を順次取り崩して感染症対応以外の通常医療の現場で使用する、**回転型での備蓄を推奨**する。

医療措置協定について（支援制度）

協定締結医療機関への支援

- 病床確保の協定を締結した医療機関や、発熱外来又は自宅療養者等への医療を行う協定を締結した医療機関（薬局や訪問看護事業所を含む）に対して、**感染症法により以下の支援策が定められている。**
- 第一種協定指定医療機関及び第二種協定指定医療機関の**設置及び運営に要する費用の全部又は一部を補助**することができる。

支援制度について

- 第3条に基づく**措置に要する経費について、県が補助**する。
- その詳細については、**新型インフルエンザ等感染症が発生した際に、その感染症の性状に併せて定める。**

医療措置協定について（その他）

情報提供について

- 国は、新型インフルエンザ等感染症に係る感染症の公表前においても、県と医療機関との間の調整や準備に資するよう、国内外の最新の知見について周知することとしており、**県は、情報を得た場合は速やかに協定締結医療機関へ情報提供を行う。**
- 協定指定医療機関においては、そうした情報を踏まえ、県からの要請の前から必要な準備を行う。

協定の内容の変更について

- 新型インフルエンザ等感染症等の性状のほか、その対応方法を含めた最新の知見の取得状況や、感染症対策物資等の確保の状況などが**事前の想定とは大きく異なる事態の場合は、国がその判断を行い、機動的に対応する。**
- 国によりその判断が行われた場合は、**県は協定の内容の機動的な変更又は状況に応じた柔軟な対応を行うことを医療機関と協議する。**

協定の有効期限について

- 協定の有効期限は、締結日から**令和9年3月31日**まで
- 有効期限満了日の30日前までに更新しない旨の申し出がない場合は、同一条件により**3年間更新**する。

医療措置協定について（その他）

実施状況の報告について

- 感染症法第36条の5の規定に基づく報告等について規定したもの。**報告は、医療機関等情報支援システム（G-MIS）上に以下の内容を報告する。**
 - ・ 平時においては、年1回、協定の措置に係る協定締結医療機関の運営の状況等
 - ・ 感染症の発生・まん延時においては、感染症状況に応じて随時、協定の措置の実施状況
- **第一種協定指定医療機関（入院）については、G-MISによる報告を行わなければならない**とされており、それ以外の協定締結医療機関については、努力義務となっている。

研修・訓練について

- 平時において、**年一回以上**、感染症対応を行う医療従事者等の新興感染症の発生を想定した必要な**研修・訓練を実施する**、又は**県等が実施する研修・訓練に参加**すること。

医療措置協定について（協定締結までのイメージ）

